平成２８年（フ）第３８７号
熊本市南区出仲間６丁目６番75号　アップルコート田迎103
破産者　古閑森　玲
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４２号
大分県佐伯市宇目大字小野市3750番地７
破産者　矢野眞一郎
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
鹿児島県霧島市国分清水４丁目29番11―７号
破産者　船盛三喜夫
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７８号
鹿児島県肝属郡錦江町馬場110番地
破産者　百枝　直樹
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
沖縄県中頭郡西原町字与那城277番地の32（呉屋アパート２―Ａ）
破産者　仲里　敬久
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４８号
北海道岩見沢市美園４条２丁目１番17号　ハッピーライフ202号
破産者　湯川　忠雄
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第９号
北海道三笠市唐松千代田町１丁目158番地　常磐団地　Ｗ―３―５
破産者　藤村眞理子
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第３５号
青森県八戸市西白山台４丁目２番12号、前住所青森県八戸市根城３丁目５番11号
破産者　斉藤　裕康
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
岩手県北上市村崎野14地割432番地39
破産者　金田　和成
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第３５号
岩手県気仙郡住田町世田米字本町７番地２
破産者　高城　和敏
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第３８４号
仙台市宮城野区燕沢１丁目23番10―202号
破産者　北川恵美子
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２７９号
金沢市増泉４丁目４―25　エクセル増泉501号、住民票上の住所金沢市東力２丁目114番地ホームタウン東力南104号
破産者　鷹野　洋樹
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６７号
岐阜県中津川市上野984番地１
破産者　山内佐知子
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第７２号
岐阜県瑞浪市釜戸町35番地の５
破産者　横山　廣子
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第７４号
岐阜県瑞浪市釜戸町35番地の５
破産者　横山　徳子
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１２０号
静岡県沼津市西島町２番３号　メゾンクラブエコー202
破産者　芹澤　孝茂
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
静岡県田方郡函南町上沢955番地の109
破産者　小笠原昭八
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２７６号
静岡県裾野市桃園122番地の120
破産者　植松　政司
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４０１号
静岡県三島市平田129番地の３
破産者　井口　直哉
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係